

平成30年 2月22日

## 第 108 回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第108回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年2月15日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第2号  
会議年月日 平成30年2月22日  
会議の場所 遠野健康福祉の里 研修ホール  
出席委員 1番 菅原一雄、2番 似田貝順一、3番 鈴木重徳、5番 奥寺晴夫、  
6番 萩野一、7番 佐々木恵美子、8番 阿部儀信、9番 菊池友吾、  
10番 奥友康悦、11番 菊池妙子、12番 山崎登久昭、13番 鬼原壽一、  
14番 佐々木敦緒、15番 佐々木幸悦、17番 北湯口進、18番 阿部正嗣、  
19番 小向幸子、20番 鳥屋部静夫、21番 佐藤芳夫、22番 新田佐悦、  
23番 田中ナオ子、24番 濱田平八郎、25番 綱木秀治、26番 多田和敏、  
27番 古屋敷徳夫、28番 白岩正義、30番 千葉勝義、31番 佐々木誠一  
欠席委員 4番 佐々木義弘、16番 菊池由雄、29番 菊池康祝

会議に出席した職員 事務局長 河野和浩  
事務局次長兼  
農業振興係長 菊池今英  
農地係長 千葉芳治

本日の案件 第108回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分  
の報告について  
議案第64号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請  
に対する可否決定について  
議案第65号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対  
する可否決定について  
議案第66号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第67号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について  
議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について  
議案第69号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
議案第70号 農地等の贈与税の納税猶予等の適用を受ける適格者証明願及  
び引き続き農業経営を行っている等の証明願について  
議案第71号 平成30年度遠野市農業労賃標準額の設定について  
議案第72号 非農地証明願の承認について

開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございました。現制度での最後の総会となりますので、終わりよければ全てよし、しっかりと最終審議をしたいと思っておりますので慎重審議をよろしくお願ひします。</p> <p>ただ今から総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立お願ひします。先唱を3番、鈴木重徳委員にお願ひします。</p> <p>〔「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略〕</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b></p> <p>本日の出席委員は28名であります。定足数に達しましたので、第108回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。4番、佐々木義弘委員、16番、菊池由雄委員、29番、菊池康祝委員からは欠席の届出があり、9番、菊池友吾委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議 長	<p><b>【会長報告】</b></p> <p>続いて会長として出席しました会議等の内容について報告いたします。遠野市農業委員会事務事業経過報告書。</p> <p>1月30日（火）、遠野市農業再生協議会臨時総会、とぴあ庁舎会議室。</p> <p>2月2日（金）18時から、平成30年度農業機械銀行農作業標準料金に係る検討会、民宿りんどうにて行われております。</p> <p>2月14日（水）～15日（木）、市町村農業委員会会長研修会及び会議が行われております。これには岩手県の会長33名全員が出席しております。内容は岩手県農業者会議の30年度の事業説明でございました。</p> <p>2月20日（火）、平成30年3月遠野市議会定例会が10時から12時まで開催されております。これに関しては農業委員19名の議案が提案になりまして、既に同意をいただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 事務局長	<p><b>【事務事業経過報告】</b></p> <p>続いて今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p> <p>事務事業経過報告を私の方からいたしたいと思ひます。遠野市農業委員会事務事業経過報告書をお手元に配布してございますが、ご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>2月12日、遠野スタイル総合力推進フォーラム。遠野市が推奨しております遠野スタイルの総合推進ということで、フォーラムの案内がありました。内容といたしましては産業振興条例に関わる報告等もございましたので、農業委員の皆様にもご案内をしたところでございます。</p> <p>2月13日、農地法等申請締切日でございました。</p> <p>2月14日、平成30年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会議。本日、総会の議案第71号でご審議していただく前段で検討会議を開催いたしまして、似田貝農政専門委員長に座長となつていただき、関係団体等のご意見を頂戴したところでございます。</p> <p>2月14日、女性農業委員の研修会でご覧しまして、女性農業委員さん4名出席していただいております。</p> <p>2月16日、農地転用等現地確認調査がありました。本日、議案として上程している内容について現地確認を行つております。</p> <p>2月18日、平成30年度飯豊・沢田地区営農組合総会が開催されました。会長への案内ということでしたが会長が所用のため、似田貝農政専門委員会委員長が代理で出席してございます。</p> <p>2月20日、本日の総会の議案に係る審議を、運営委員会を開催したところでございます。</p> <p>2月21日、遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会を開催しました。その中で最適化推進委員、応募・推薦等ありましたが、選考をしていただきました。</p> <p>2月22日、本日でございますが、第108回遠野市農業委員会総会、総会終了後に農</p>

	<p>業委員会の思い出を語る会（ご苦労さん会）としまして懇親会を開催する予定でございます。</p> <p>明日以降の主な行事予定でございます。</p> <p>先ほど会長の方からもご報告がありましたが、2月20日に平成30年3月遠野市議会定例会本会議が開催されましたが、今週は休会ということでありまして、26日から再開ということで、26、27が一般質問でございます。ちなみに農業委員会への一般質問はございませんでした。そして予算委員会等含めて3月9日までの会期ということとなります。</p> <p>2月26日、平成29年度遠野市葉たばこ生産改善共進会及び遠野ホップ農業協同組合第53回通常総会並びに生産振興共進会。会長にご案内が来たところでございますけれども、会長は2月26日に市議会本会議に出席でございますので、葉たばこの方を職務代理、ホップの方を似田員農政専門委員長に出席いただく予定となっております。</p> <p>そして3月2日からの新体制に向けまして、3月1日に新体制によります全員協議会を開催する予定となっております。</p> <p>3月2日が新体制スタートの日でございます。この日、解任される農業委員さん方への感謝状贈呈式。新しい農業委員さん方への辞令交付式。その終了後に第109回遠野市農業委員会総会、新体制での初総会となります。総会終了後に農地利用最適化推進委員辞令交付式。夜に農業委員・農地利用最適化推進委員の懇親会ということで、3月2日予定しております。先ほど会長からご報告ありましたが、2月20日の遠野市議会本会議におきまして19人の農業委員さんに同意をいただいたところでありますが、現在市長部局の方でその準備、そして最適化推進委員につきましては昨日選考委員会を終了したばかりでありますので、それらに係る準備を進めているところでございます。日程としてはこのような日程で進めていくところでございます。</p> <p>3月12日、農地法等申請締切日。</p> <p>3月16日、農地転用等現地確認調査。</p> <p>3月26日、第110回遠野市農業委員会総会。</p> <p>このような日程となっております。なお3月の総会につきましては遠野浄化センターで行われる予定でございます。以上でございます。</p>
議 長	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>次に報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件は専決処分したので、その内容を事務局長から報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第1号について報告いたします。議案書1ページでございます。農地法第3条の3第1項の規定に基づき、相続等によって権利を取得された1名の方からの届出でございます。本案件は遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定によりまして、平成30年1月31日付で会長が専決処分をいたしまして届出者に受理通知書を交付いたしましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今事務局長から報告のありましたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族、若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p><b>【日程第1】</b></p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に5番、奥寺晴夫委員、6番、萩野一委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。 次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。事務局。</p>
農地係長	<p>2ページでございます。第108回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。 法第3条、今月計11件、32,379.91㎡。 利用集積、今月計52件、299,833㎡。 法第4条、なし。 3ページでございます。 法第5条、今月計4件、1,207.08㎡。 適用外、今月計3件、1,675㎡。 法第18条第6項、なし。 以上でございます。</p>
議長	<p>【日程第2】 次に日程第2、議案第64号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>4ページでございます。議案第64号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。 番号1番、貸出人が体調を崩したことにより、貸出人の要請により、隣接地の農地を耕作している方が規模拡大し借り受けるものでございます。使用貸借の期間は記載のとおりとなっております。 番号2番、農業者年金受給者に係る親子間による使用貸借の設定でございます。受給者である貸出人の父が農地の相続により、平成30年1月に取得したことにより、後継者である子に貸し付けるものでございます。使用貸借の期間は記載のとおりとなっております。 番号3番、4番、6ページ議案第65号6番の関連でございます。借受人は現在、大学の教授をされており借家から大槌町内の勤務場所まで通勤しております。今回、空き家となっていた居宅を借り受けて新規就農により隣接の農地を借り受けるものでございます。貸借の期間は記載のとおりとなっております。 以上4件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員をお願いします。</p>
20番委員	<p>20番の鳥屋部でございます。16日に委員3名、職員2名、合計5名で現地確認いたしました。1番の案件でございますが、場所は■■■■■■■■■■店の北側、●●方面に100mくらい行ったところにある農地です。詳細につきましては事務局から説明あったとおりです。特に問題はないと確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>次、●●地区担当委員をお願いします。</p>
12番委員	<p>12番、山崎です。2月16日、地区担当委員4名と事務局2名で3番と4番を現地確認しました。隣接されておりまして、場所は■■■■■■■■■■から入って200mくらいですが、現地確認した結果このとおり貸し付けをするということに同意してまいりました。以上です。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
		<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第64号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第64号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第3】        続きまして日程第3、議案第65号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長		<p>5ページでございます。議案第65号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、2番、親子間による父から子への生前一括贈与でございます。</p> <p>番号3番、今回申請の農地と譲受人の農地が組田であり、現在も譲受人が耕作しているもので、贈与により譲り受けるものです。なお譲渡人と譲受人はご兄弟でございます。</p> <p>番号4番、譲受人の要請により譲り渡すものです。当申請地の隣接地に譲受人の農地があり、当申請地を現在借り受けて野菜を作付けしているとのこと。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号5番、親子間による父から子への生前一括贈与でございます。譲受人は平成29年12月に相続により農地を所有しましたが、現在1人暮らしで病弱であることから別居している後継者の長男に生前一括贈与するものです。耕作につきましては、当申請地の近くに農地を所有している●●町内に居住の譲渡人のご兄弟の方がおり、その方の協力を得ながら譲受人も休日等農業従事していくとのことでございます。</p> <p>6ページでございます。</p> <p>番号6番、4ページ議案第64号3番、4番と関連でございます。譲渡人は相続により当申請地を取得しましたが、市外に居住しており、今まで集落の方に管理していたということでしたが、譲受人は空き家となっていた居宅と共に近接した農地も新規就農により譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号7番、親子間による父から子への生前一括贈与でございます。</p> <p>以上7件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ただ今の説明に関連して担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員をお願いします。</p>
20番委員		<p>20番、鳥屋部です。同じく16日に現地を確認しました。譲受人の住まいとしております所の道路を挟んですぐ前の土地でございます。先ほど事務局から説明あったとおり、兄弟ということでこういう形になったようです。以上です。</p> <p>4番についてですが、場所は■■■■■にあります■■■■■の南側、100mくらい行ったところの農地であります。周辺は住宅が建っておりますけれども特に問題はないと判断いたしました。以上でございます。</p>

議 長	次に●●地区担当委員お願いします。
27 番委員	27 番、古屋敷です。16 日、委員 4 名、事務局 2 名で現地確認をしてまいりました。場所は渡し人の住宅の近くでありまして、何ら周りにも影響はないということで確認してまいりました。●●ということもありますけれども兄弟一緒にやるということで問題ないだろうと、やっていけるだろうと判断してまいりました。よろしくをお願いします。
議 長	次に●●地区担当委員お願いします。
12 番委員	12 番、山崎です。6 番の案件ですけれども 16 日に確認いたしました。議案の 64 号で説明のとおりです。本人は長年の夢であった農業をやり、そこで馬を飼いやっていききたいという夢を持っており素晴らしい人だなと考えました。よって許可相当に値するものと考えております。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
14 番委員	4 番についてお伺いしますが、譲受人は 757 m <sup>2</sup> の農地しか持っていない。ここに 263 m <sup>2</sup> の農地を譲り受けるという計画のようですが、一般の要件はクリアするわけですが、この方はこれを借り受けて何をしようとしているのでしょうか。どういう作物を。米なのでしょうけれども。
農地係長	お答えいたします。譲受人は現在の申請地も合わせて、近接の自己所有農地も野菜を作付しているということで、結の市に出荷しているということでした。
14 番委員	米ではなくて野菜ということですから、価値があるということで分かりましたが、そのために売買価格が 263 m <sup>2</sup> で 300 万ということで間違いはございませんか。
農地係長	私共の方でも金額については再確認しまして、譲受人の要請によりましてこの金額で合意に至ったということでした。
14 番委員	分かりました。双方この金額で売買良いよということですから問題はないと思えますけれども、周辺に与える影響というものを考えると異常に高いのかなど。将来的には、3 年、4 年後において宅地化ということも、言わなかったとは思いますが、考慮されているということはないのでしょうか。
農地係長	野菜を作付して結の市に出荷するために今回売買に至ったものでございますので、その辺は譲受人にも再度確認いたしますし、そういったことはできないことになっておりますから。確認いたします。
14 番委員	分かりました。双方がこの価格で納得したということですから。
議 長	あと質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 65 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 65 号は原案のとおり「可」と決しました。

<p>議 長</p>	<p>【日程第4】        続きまして日程第4、議案第66号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>7ページでございます。議案第66号、農地利用集積計画の決定について説明いたします。遠野市長より遠野市農地利用集積計画書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は52件、利用権設定の新規が27件、更新が25件でございます。なお新規のうち11件が中間管理権の設定となっており、次の議案第67号の配分計画と関連するものでございます。備考欄にその内容を記載してございますのでご覧願います。</p> <p>1番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。        2番、3番、更新でございます。        4番、新規で契約期間6年の賃貸借権設定でございます。        5番、6番、更新でございます。        8ページでございます。        7番、8番、更新でございます。        9番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。        10番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権設定でございます。        11番、12番、更新でございます。        9ページでございます。        13番、更新でございます。        14番、新規で契約期間5年の使用貸借権設定でございます。        15番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。        16番、新規で契約期間8年の賃貸借権設定でございます。        17番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。        18番、更新でございます。        19番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。        10ページでございます。        20番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。        21番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。        22番、新規で契約期間5年の賃貸借権設定でございます。        23番、新規で契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権設定でございます。        24番、更新でございます。        25番、新規で契約期間4年10ヶ月の賃貸借権設定でございます。        11ページでございます。        26番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権設定でございます。        27番、28番、29番、30番、31番、更新でございます。        12ページでございます。        32番、新規で契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権設定でございます。        33番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権設定でございます。        34番、新規で契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権設定でございます。        35番、新規で契約期間10年の賃貸借権設定でございます。        36番、更新でございます。        37番、新規で契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権設定でございます。        13ページでございます。        38番、更新でございます。        39番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権設定でございます。        40番、新規で契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権設定でございます。        41番、新規で契約期間10年の賃貸借権設定でございます。        42番、新規で契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権設定でございます。        43番、更新でございます。        14ページでございます。</p>



	<p>44 番、45 番、46 番、47 番、48 番、更新でございます。  49 番、新規で契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。  15 ページでございます。  50 番、新規で契約期間 10 年の使用貸借権設定、中間管理権設定でございます。  51 番、更新でございます。  52 番、新規で契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。  申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですので、ご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。以上でご説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。28 番について質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。28 番を除く 51 件について質疑ございませんか。</p>
24 番委員	<p>ちょっと確認させて下さい。この中の案件に、設定が 30 年 3 月 1 日の契約のようですが、それ以前に亡くなっている人がいるようですが、その場合どのような手続きになっていますか。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局次長	<p>2 月 13 日に受け付けておりましたけれども。</p>
24 番委員	<p>その後どのように手続きをしていますか。16 日。参考までに。</p>
事務局次長	<p>測定しておりまして、貸し借りの手続きを。</p>
24 番委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>あとはないですか。</p>
14 番委員	<p>14 番ですが、今のまま議決してしまいますと効力が発しますが。</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。はい、事務局。</p>
事務局次長	<p>5 番につきましては、取下げまして再調査いたします。5 番以外で議決をお願いします。</p>

24 番委員	再度確認いたしますが、その理由について明確に説明をいただきたいです。
議長	暫時休憩します。
	(休憩)
議長	会議を再開いたします。事務局。
事務局次長	5番につきまして、亡くなっているかどうか確認したいと思います。
17 番委員	17番です。事務局、もっと明快に分かりやすく説明して取り下げないと。これからどういう作業をしてどういう流れになるか、皆さんに分かるように説明するべきだと思いますが。
事務局長	はい、お答えいたします。この5番につきましては亡くなっているかどうか調査をしていなかった、この部分につきましてお詫びいたしまして、この件については事実関係の調査をいただくために取下げをさせていただきまして、5番除きで審議をいただければと思います。
議長	いいですか。
17 番委員	はい。
議長	あとはないでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。
	(休憩)
議長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第66号は原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。
	(休憩)
議長	<b>【日程第5】</b> 続いて日程第5、議案第67号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	16ページでございます。議案第67号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてご説明いたします。遠野市長より農用地利用配分計画案に係る協議がありましたので、意見を求めるものでございます。本議案に係る申請は利用権設定が10件、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区に係るもので、前の議案第66号で中間管理権が設定された11件、合計119,617㎡が配分計画されているものでございます。なお、備考欄に前の議案との関連を記載してございます。 1番、使用貸借権設定、契約期間10年でございます。

		<p>2番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  3番、使用貸借権設定、契約期間10年でございます。  4番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  5番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  17ページでございます。  6番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  7番、使用貸借権設定、契約期間10年でございます。  8番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  9番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  10番、使用貸借権設定、契約期間10年でございます。  申請の内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。1番について質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。1番を除く9件について質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第67号は原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p><b>【日程第6】</b>  続いて日程第6、議案第68号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>18ページでございます。議案第68号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。  番号1番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断し</p>

	<p>ました。申請者は現在家族 10 人で居住しており、居宅が手狭なため、また、昨年子供が生まれ幼稚園、小学校、実家にも近く、生活環境が良いことから当申請地を適地としたものであり、農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号 2 番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第 3 種農地と判断しました。申請者は現在借家住まいであり、家族 6 人で居宅が手狭となったこと、またこれまでの生活圏とほぼ同じ区域で生活環境になれている場所であること、子育てや通勤面での利便性が良いことから当申請地を適地としたものであり、農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号 3 番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第 3 種農地と判断しました。申請者は現在住宅が奥地で日常生活に不便なことから、商業施設、病院等の近くであり生活の便が良いこと、国道にも近接しており交通の便が良く通勤にも適していることから当申請地を適地としたものであり、第 3 種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号 4 番は番号 3 番と関連しております。一般住宅の建築に伴い住宅までの通路が必要であり、私道に接していることから当申請地を適地としたものであり、第 3 種農地は原則許可できるものでございます。なお、当申請地は譲渡人も譲渡し人所有の農地までの通作路として利用するため、譲渡人も持分 10 分の 5 となっているものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上 4 件、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員をお願いします。</p>
3 番 委 員	<p>3 番、鈴木です。16 日、委員 2 名と事務局 2 名で現地確認してきました。</p> <p>1 番の案件でございますけれども、場所は■■■付近です。■■■の手前を右に入ったところでございます住宅地です。何ら問題はないと判断してまいりました。</p> <p>次に 2 番の案件ですが、場所は■■■■■から東側に約 200m 行ったところでございます。この土地につきましても両隣、前後等宅地になっておりまして、何ら問題はないと判断してまいりました。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次、●●地区担当委員をお願いします。</p>
20 番 委 員	<p>20 番、鳥屋部です。3 番と 4 番の案件について、でございます。同じく 16 日、現地を確認してまいりました。場所は■■■■■の南側、約 200m でございます。周辺は住宅が隣接している場所で、特に問題はないと見てまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案 68 号は原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。</p>

		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長		<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 68 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長		<p>【日程第 7】          続いて日程第 7、議案第 69 号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長		<p>19 ページでございます。議案第 69 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番、申請人の隣家に居住する親戚が昭和 63 年に車庫等を建築し現在に至ってしまったものです。隣家の親戚が市外に転居するために資産の整理を検討し調査をしたところ、農地法の手続きが必要だったことが行政書士からの指導により判明したものであり、農地法の手続きが必要だったことを認識していなかったためのものです。</p> <p>番号 2 番、亡父が、耕作条件が悪い土地であったことから不耕作になって山林化したものと思われ現在に至ってしまったものです。土地の整理を検討し調査したところ農地であることが判明したものであり、相続で取得したため農地としての認識がなく、当時亡父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものであります。</p> <p>番号 3 番、亡父が昭和 50 年に葉タバコ乾燥場として建築し現在に至ってしまったものです。土地の整理を検討し調査したところ農地であることが判明したものであり、相続で取得したため農地としての認識がなく、当時亡父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものであります。</p> <p>以上 3 件、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長		<p>ただ今の説明に関連して担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員お願いします。</p>
3 番 委 員		<p>3 番、鈴木です。同じく 16 日に確認しました。場所は●●町の●●という地区でございます。宅地は●●町となっているわけですがけれども、ちょっと建てた山側の方は地番が●●町となっております。そこに事務局が説明したとおり車庫等を建ててしまったということです。</p>
議 長		<p>次に●●地区担当委員お願いします。</p>
18 番 委 員		<p>18 番、阿部です。16 日に確認しました。場所は●●の■■■を●●方面に進んで約 300m 行った左側になります。■■■の法面が 4、50m ある下にこの場所がありまして、現状は立木がいっぱい 20cm、30cm の木が多数です。以上です。</p>
議 長		<p>次に●●地区担当委員お願いします。</p>
12 番 委 員		<p>12 番、山崎です。議案第 65 号で説明したとおり場所もこのとおりでございますけれども、16 日に現地に 4 名と事務局 2 名で確認しましたが、宅地であり、■■■■として現在も大雪でも倒れないで建っております。以上です。</p>
議 長		<p>ありがとうございます。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
14 番 委 員		<p>14 番、佐々木です。1 番について質問します。1 番 2 番 3 番とも 20 年以上経過していることから民法上の時効が成立していることは確認できました。ただし 1 番については隣接者が境を越えて建物を建てたということですね。そうしますとこれは適用外証明するのですが、この財産はどちらのものになるのですか。</p>

農地係長	財産は建物が親戚の方のものでございます。
14番委員	親戚の方の財産だということになりますと、この土地は分筆等をしてきちんと境界を踏むと認識してよろしいですか。
農地係長	お答えします。分筆してこれから手続きを行うことになっております。分筆済でございます。
議長	分筆済なそうです。
14番委員	分筆登記済と理解してよろしいですか。
農地係長	すみません。そのとおりでございます。
議長	質疑ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第69号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第8】 続いて日程第8、議案第70号、「農地等の贈与税の納税猶予等の適用を受ける適格者証明願及び引き続き農業経営を行っている等の証明願について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	20ページ、21ページでございます。議案第70号、農地等の贈与税の納税猶予等の適用を受ける適格者証明願及び引き続き農業経営を行っている等の証明願について、でございます。下記の者から証明願がありましたので、証明の可否を求めるものでございます。 1、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受けるための適格者証明で、番号1番から6番まで6件は平成29年に生前一括贈与が行われたものです。 2、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の適用者証明で、番号1番から36番までの36件は3年に1度の引き続き農業経営等を行っている等の証明です。右端の国税、県税への丸印で、一方に記入がない方がおります。国税の贈与税につきましては全部担保にされている方は証明の必要がないこととされており、県税の農産所得税につきましては既に納付されている方は丸印がついていないものでございます。納税猶予の適用を引き続き受けるためには、3年に1度の引き続き農業経営等を行っている等の証明書を税務署等に提出する必要があります。引き続き現在も農業経営を行っており、また、農地転用や売買、貸付けもされていないとの確認でございます。 以上42件につきまして証明の可否決定をお願いします。
議長	説明が終わりました。それではただ今事務局から説明のあった案件について、各町単位で適格者等の確認を行うため、暫時休憩いたします。  (休憩)

議 長	<p>会議を再開いたします。1、番号1番から6番まで質疑ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>2、番号1番から36番まで質疑ございませんか。</p>
18番委員	<p>はい、18番、阿部です。この番号で行きますと2番、■■■■さん。この方が体調を崩して自分で耕作できないということで、中間管理機構の方に申し込みをしていると思います。それで本人から税務署の方に行って相談をしているという連絡がありましたのでこの場でお知らせします。</p>
農地係長	<p>中間管理事業のところは確認をします。中間管理事業につきましては特定貸し付けで納税猶予の継続が受けられることになっております。</p>
議 長	<p>あとはありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第70号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第9】</p> <p>続いて日程第9、議案第71号、「平成30年度遠野市農業労賃標準額の設定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>22ページでございます。平成30年度遠野市農業労賃標準額の設定についてご説明いたします。平成30年度遠野市農業労賃標準額を別紙のとおりとし、議決を求めるものでございます。資料はA3版の標準額表（案）でございます。ご説明します。</p> <p>2月2日の金曜日でございますが、平成30年度農業機械銀行標準労賃に係る検討会ということで、機械の部について協議を行っております。2月14日は、平成30年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会議で協議をしてございます。それを踏まえてまとめたものがこの資料になっております。内容につきまして、機械の部でございますが、こちらにつきましては29年度の額の据え置きとなっております。それから人力の部となっておりますが、こちらは平成29年10月発行の岩手県の最低賃金、こちらが738円ということで、1日では掛ける8時間ということで5,904円ということで、100円単位で表すということで6,000円に改定している内容でございます。それから、検討会議の中で山林作業について安いのではないかという話もございまして、森林組合と検討を行った結果、この表のとおり燃料代を含むということでこのとおりの額でという結果になってございます。また、ドローン等について討議する必要があるのではないかという意見もございまして、その部分につきましては今後検討していくということにしております。また、機械の部はこの後の消費税の改定に併せて検討を行っていくということになってございます。</p> <p>以上ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
14番委員	<p>14番、佐々木です。標準労賃の設定については機械の部は遠野機械銀行との協議によってと認識していますが、今ガソリンが高騰しているわけでありましてけれども、その</p>

	<p>中でも機械銀行は農業情勢を鑑み据え置きというご判断をなされたとお聞きしました。一方の人力の部ですけれども、新聞等でお分かりだと思いますがなかなか人がいない、労働者がいない、コンビニ等でも仕事をしてくれる人がいなくて困っているという状況の中から、外食産業がそうですけれども時間給を上げて人を募集しているということがありましたけれども、人力の部についてもわさび協議会だとか森林組合だとかいろいろなアンケートの中からこのように設定されたと思うのですが、そういう上げたいということはなかったですか。</p>
事務局長	<p>この時間給につきましては、検討会の場では時間給を上げることも必要ではないかという意見もございました。ただ、調査を依頼している各機関からは、全部から据え置きということでございました。時間給につきましては検討会の際にそのような意見もあったことから、来年度につきましてそのように検討をということでございます。</p>
14番委員	<p>私の質問したのは、アンケート調査をするはずなのですが、各種団体からは値上げという回答はなかったのかということ。そして今の農家の現場ではこの単価では人が集まらないということに悩んでいるのです。田植えの募集でもこれでは人が来てくれないというのがあったわけですから。そういう団体からは値上げというお話は、アンケート調査からは無かったと理解してよろしいのですか。</p>
事務局長	<p>値上げの要望はありませんでした。</p>
14番委員	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>あとはありませんか。</p>
12番委員	<p>12番、山崎です。これは各農家にいつ頃配布ですか。</p>
事務局次長	<p>3月に入りましたら、農協を通じて、遅くならないように配布します。</p>
12番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>あとはありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第71号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第10】</p> <p>続いて日程第10、議案第72号、「非農地証明願の承認について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>23ページでございます。議案第72号、非農地証明願の承認についてご説明いたします。平成29年度農地パトロール利用意向調査で判明した荒廃農地（B分類）について非農地判断する旨の通知をしたところ、土地所有者から非農地証明願が提出されたので、農地法第2条第1項の農地に該当しない農地（非農地）である承認を求めるものでございます。●●地区につきましては1件、●●●地区が8件、●●●●地区が3件、●●●●●地区1件、●●●●●●地区15件、●●●●●●●地区が3件、合計31件でございます。内容につきましては議案に記載のとおりとなっております。ご審議よろしく申し上げます。</p>



議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 72 号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 72 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ないようですので、事務局からありませんか。
事務局次長	本日の資料で、報告の 1、報告の 2 としました資料をお配りしていただきましたので、その内容についてご説明いたします。平成 29 年度家族経営協定推進実績と全国農業新聞普及推進実績についての資料となっております。 最初に家族経営協定について、でございますが、目標としました新規 11 世帯（各地区 1 世帯）に対しまして、2 月 20 日現在ですが、新規が 6 件、更新 2 件、地区別にこの表のような内容になってございます。全体では累計で 261 件となっております。 次に全国農業新聞でございますが、29 年 1 月から 30 年 2 月まで申し込みが 11 件ございました。中止が 43 件ありまして、30 年 2 月までの購読部数が 295、目標が 343 でしたのでその差がマイナス 48 という内容になってございます。それから新規購読普及推進者ということで、表にしてありますとおり、各農業委員さん記載してあります。 (3) ということで、内容にもありますが裏に文書のコピーをつけております。退員された農業委員さんにおかれましては、ということで引き続きご購入をお願いしたいということ等、ご覧になっていただければと思います。 今 2 つの実績を、資料で内容を申し上げましたけれども、年金の加入推進につきましてはということでお願いでございますが、農業者年金の加入推進の活動内容を用紙に書いてご提出をお願いしたいと思います。 もう 1 点お願いでございますが、活動記録カードですが、まだ活動期間ではございますが、それと総括表のご提出をお願いしたいと思います。 もう 1 点ございますが、本日互助会の会計の関係で資料としてお配りしてございます。還付金ということで残金を各委員さんで分けたものをお配りしております。その他をお借りしまして決算状況を報告したいと思います。計算書をご覧いただきたいと思っております。平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 22 日までの期間でまとめたものでございます。収入の部が、会費が 310,000 円、1 人 10,000 円ずつでございます。前年度からの繰越金が 50,425 円、雑入としまして 14,001 円、12 月 22 日に開催しました祝賀会の残金を計上してございます。収入合計が 374,426 円。続きまして支出の部でございます。事業費といたしまして 319,931 円。内訳が毎月の総会のお茶代、4 月の歓送迎会、12 月の祝賀会、本日予定してございますご苦労さん会会費ということで。皆さんに本日は互助会の方から 2,000 円を出しまして、本日現金 2,000 円という内容でご案内しておりましたが、収支計算するに当たりまして残金を確認したところ 1 人 3,000 円を互助会から支出可能でしたので 3,000 円とご案内させていただいております。後は業務必携及び手帳代、パトロール出発式ガソリン代、それから菜種油。共済費としまして公務災害補償制度保険料が 46,932 円、それから慶弔費が発生しております。これで計算しまして 2,542 円が還付金ということで、1 人 82 円ずつということで、支出の合計が 374,405 円。収入から支出を差し引きまして 21 円。これを翌年度に繰り越しと

	<p>いうことにさせていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>今、平成 29 年度の互助会の収支決算書の説明がありました。何か質問等ございますか。</p>
14 番 委 員	<p>家族経営協定についてなのですが、●●、●●地区 1 とありますが、●●と●●● 3 と 2、●●から 3 名の農業委員、●●●は 2 名の農業委員がいることの解釈でよろしいでしょうか。</p>
事務局次長	<p>そのとおりでございます。すみません、地区の協定数でございます。</p>
14 番 委 員	<p>こだわりはないのですが、例え家族経営協定はアドバイザー会議というのがあるのですが、この中で 1 人 1 件やりましょうと決めたはずですが、0 のところが随分ありますし、●●も 1 人が 3 件であればそれ以外の人もあるわけですから、●●●も 2 件ですが、2 人の委員があるわけですから。1 人の委員で 3 件なのか、2 人の委員が 1 件ずつで 2 件なのか、その確認で、そうすれば頑張ったなとかもう少し頑張らなければとかの部分を踏まえての発言でしたけれども。</p>
事務局次長	<p>お答えいたします。●●は 1 人の農業委員さんで 3 件、●●●は 1 人 1 件ずつでございます。</p>
議 長	<p>会計監査報告。</p>
委 員	<p>平成 29 年度の遠野市農業委員互助会の収支決算書を、今日午前 11 時から監査を受けました。監査報告したいと思います。</p> <p>平成 29 年度遠野市農業委員互助会収支決算書について、平成 30 年 2 月 22 日適正に執行されたことを確認しました。平成 30 年 2 月 22 日、互助会。以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。その他、あとは何かありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p><b>【閉会】</b></p> <p>なしということで、私の方から最後にご挨拶を申し上げます。昨年 11 月から曲がりなりにも会長をしてみたいと思いましたが、本当に皆様のご協力の元で、本当にありがとうございました。これをもちまして現会長での総会は全て終わりということになりましたので、本当にありがとうございました。</p> <p>午後 3 時 13 分閉会</p> <p>署 名</p> <p>遠野市農業委員会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 委 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>